



# 年金Q&A Vol.10

## Q

平成27年10月以降、公務員については、共済年金の3階部分（職域年金）が廃止され、新たに「年金払い退職給付」が支給されるとのことですが、具体的にはどのような制度ですか。

## A

職域加算は、平成27年10月以降も同年9月以前のもので経過職域加算という形で支給されます。ただし、制度自体は10月以降、年金払い退職給付となります。今号はその説明となります。その経過状況は右の図の通りです。

本誌2015年4月号（121号）46頁掲載の年金Q&A Vol.9にはその全体像を記載しております。

2015年9月末までに退職	移行期間中に退職（現役の公務員）	2060年頃に退職（将来の公務員）
経過職域加算額	年金払い退職給付 経過職域加算額	年金払い退職給付
厚生年金	厚生年金	厚生年金
基礎年金	基礎年金	基礎年金

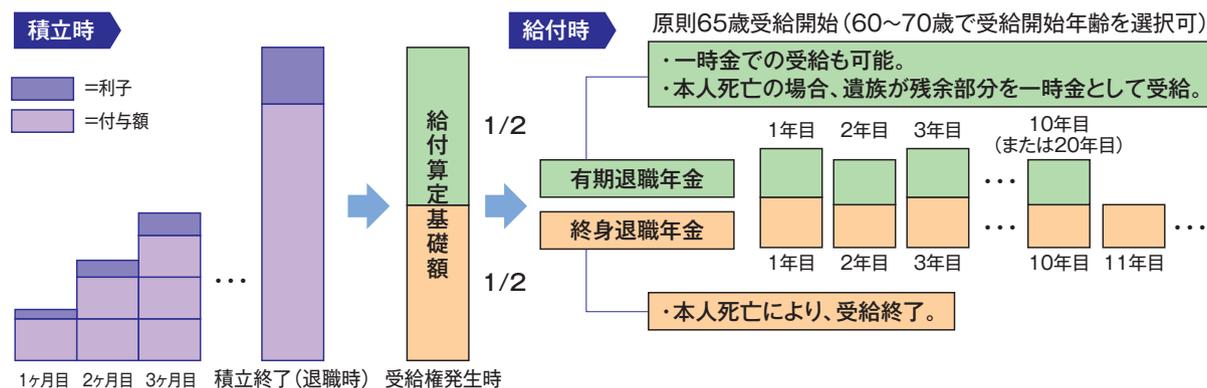
共済組合が  
お支払い  
が  
お支払い  
日本年金機構

### 1 「年金払い退職給付」の基本的な事項

- ・ 給付の種類は退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の3種類。
- ・ 加入者は常勤の公務員（厚生年金保険とは異なり、70歳になっても在職中の場合は継続加入）。
- ・ 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式<sup>(注1)</sup>とし、保険料の追加抛出しリスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法律に明記（労使あわせて1.5%。平成27年10月から、従来の保険料率（掛金率+負担金率）に加え、新たな負担となります。）。
- ・ 退職年金は、半分が有期退職年金、半分が終身退職年金（65歳支給開始（60歳から繰上げ可能））。
- ・ 有期退職年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- ・ 本人死亡の場合は、終身退職年金部分は終了。有期退職年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- ・ 公務障害（遺族）年金は、公務に基づく障害（死亡）の場合に支給。
- ・ 公務遺族年金を除き、在職中は全額支給停止。
- ・ 服務規律維持の観点から、信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。

(注1) キャッシュバランス方式とは、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組みです。

### 2 「積立時」と「給付時」のイメージ



#### ●積立時

- ・ 毎月の保険料を負担していただくことにより、毎月の報酬に付与率<sup>(注2)</sup>を乗じた付与額とこれに対する利子<sup>(注3)</sup>が累積します。

(注2) 付与率とは、加入者であった方とその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とした給付であること等を勘案して定められます。

(注3) 利子は、国債利回り等を勘案して定められた基準利率を用いて計算します（複利計算）。

#### ●給付時

- ・ 付与額と利子を累積した給付算定基礎額の1/2ずつをそれぞれ「有期退職年金」と「終身退職年金」に充て、その額を基礎に給付額を計算します。
- ・ 基準利率の変動や寿命の伸び等を踏まえて、現価率<sup>(注4)</sup>を毎年定め、年金額を改定します。

(注4) 現価率とは、基準利率や死亡率等を勘案して定められます（有期退職年金・終身退職年金ごとに設定）。

（執筆／地方職員共済組合）